

平成18年第5回(10月)みなかみ町議会臨時会会議録

平成18年10月11日(水曜日)

議事日程 第1号

平成18年10月11日(水曜日)午後3時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議案第172号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例について
 - 日程第4 字句等の整理委任について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第172号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例について

出席議員 (23人)

1番	前田善成君	2番	阿部賢一君
3番	林一彦君	4番	山田庄一君
5番	河合生博君	6番	林喜美雄君
7番	原澤良輝君	8番	穂苅清一君
9番	島崎栄一君	10番	高橋市郎君
11番	久保秀雄君	12番	小野章一君
13番	中村正君	14番	鈴木幸久君
15番	河合幸雄君	16番	鈴木勲君
17番	森下直君	18番	根津公安君
19番	速水一浩君	20番	本多秀律君
21番	倉澤長男君	22番	阿部源三君
23番	傳田創司君		

欠席議員 なし
会議録署名議員

4番	山田庄一君	14番	鈴木幸久君
----	-------	-----	-------

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	矢野義夫	議事係長	林和也
書記	深代和恵		

説明のため出席した者

町長	鈴木和雄君	助役	腰越孝夫君
収入役	大川浩一君	教育長	登坂義衛君
総務課長	櫛渕哲夫君	水上支所長	阿部正一君
新治支所長	石坂一美君	財政課長補佐	増田豊次君
地域振興課長	林昭君	税務課長	林文博君
保健福祉課長	原澤和己君	環境課長	阿部正君
農政課長	阿部行雄君	観光商工課長	阿部一司君
建設課長	鈴木初夫君	都市計画課長	若桑一雄君
学校教育課長	小泉行夫君	上下水道課長	青山実君
生涯学習課長	宮下達男君		

開 会

午後3時36分開会

議 長(傳田創司君) ご苦労さまでございます。

本日、議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところ、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今の出席議員は、23名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより、平成18年第5回(10月)みなかみ町議会臨時会を開会いたします。

開 議

議 長(傳田創司君) これより、本日の会議を開きます。

本日の会議はお手元に配布いたしました議事日程のとおり、議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長(傳田創司君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において指名いたします。

4番 山田庄一君、
14番 鈴木幸久君 を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議 長(傳田創司君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日11日から17日までの7日間としたい考えであります。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日11日から17日までの7日間と決定いたしました。

日程第3 議案第172号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例について

議 長(傳田創司君) 日程第3、議案第172号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

(係長朗読)

議 長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 議案第172号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本改正は、第19条の次に第19条の2を加えて、これに伴い第20条中、前条を第19条に改めるものであります。

19条の2につきましては、町長は、納税者又は特別徴収義務者が、法又はこの条例に定める期限までに、その税金を納付又は納入しなかったことについて、やむを得ない理由があると認める場合においては、前条の延滞金を減免することができるという内容であります。

町長がやむを得ない理由があると認める場合であります。災害の被災者、貧困により生活のための公私の扶助を受ける者等、町税の減免に該当する場合の他、民事再生法等の手続きに着手し、再生計画が認可される見通しのある場合において、該当する事業の再生において、特に必要と認める場合等に限定して減免したいと思います。

ご承知のとおり、みなかみ町の滞納税額は、平成18年度当初において、14億9千万円余りに達しており、町では滞納整理室を設置し徴収に全力を挙げて取り組んでいるところであります。

徴収に取り組む中、事業経営者が懸命に経営努力をしているにもかかわらず、大きな滞納額を納入できない状況があり、税の公平の観点からも、こうした場合には差押え等、厳しい措置を執らざるを得ないと考えておりますが、その結果として、破産も想定され、破産による競売等では、ほとんど徴収ができない状況が現実であります。

民事再生は、再生事業者により、事業や雇用が継続されると共に、租税については優先債権として、納税も確保されることとなります。

このため、民事再生による再生を強く望んでいます。

延滞金の減免を容易・安易に行うことは、納税に関するモラルハザードにつながる恐れがありますが、事業の再生とともに、事業者や個人が再生できることもありますので、再生計画の認可の見通しが立ち、その中において、特に必要があると認める場合は、減免したいと思います。

なお、根拠法令ですが、地方税法第326条第3項(町民税)、第369条第2項(固定資産税)、第455条第2項(軽自動車税)、第482条第3項(たばこ税)、第534条第3項(鉱産税)、第608条第2項(特別土地保有税)及び、第701条の11第2項(入湯税)であります。

このため、地方税法第3条の規定により条例を改正するものであります。

以上申し上げ提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9 番島崎栄一君。

9 番(島崎栄一君) この条例改正はですね、ノルンスキー場、その民事再生の話が出てきてですね、この条例改正が出てきたと思うんですけども、そのノルンスキー場は第3セクターとしてですね、今の現腰越助役がですね、水上町長としてですね、役員として参加していた企業ですね、で、その当初の町長としてそれから今の現の助役としてですね、それから会社の役員として、この1億1千万のですね、延滞金が入らなくなりそうになった、その条例を改正しなければならなくなってしまったこの現状に対してですね、腰越助役がですね、どのような責任を感じているのか、ちょっと教えて下さい。

議 長(傳田創司君) 助役腰越孝夫君。

(助役 腰越孝夫君登壇)

助 役 (腰越孝夫君) お答えいたします。平成3年に私が町長になりまして、前町長からですね、このノルンの会社の事業運営については引き継いだということでもあります。当時、約7,800万余の借財がありました。それをそのまま引き継ぎました。会社の内容はスキー場あるいはゴルフ場、コンドミニアム等々の事業推進ということが定款に謳われていたわけです。私が引き継いでその内容を検討し、ゴルフ場あるいは他の事業等々、全部可能か不可能かと、会社を引き継いでですね、運営していくことが可能か不可能かといったときに非常に厳しいという判断をまず、引き継ぎ時点でしました。しかし、借財の関係もございましたので、何らかの営業をして、・・していかなければ、その借金を返せないという一つの大前提があったわけでありまして。当時そういう状況で、私自身はスキー場あるいはゴルフ場等、非常に厳しいから、始めるのは非常に慎重にやろうということで、前回もお話をさせていただきましたけれども、しばらく凍結状態にいたしました。しかし、先程申し上げましたように、借金は返していかなければならないということ、それから当時雇用の機会喪失ということも我々行政にも求められておりましたので、南部地域の活性化が唯一の観光事業、南部におけるですね、観光事業の一つの位置づけに考え方あったわけでありまして、南部地域の活性化あるいは雇用機会の喪失を基に、雇用を図る、増収を図る、そういう建前からですね、やむなく決断をしたということでもあります。しかし、引き継いで事業を推進していくうえではですね、これはやはり真剣に取り組んでいかなければと、決断をし、早速参入の企業を募集しました。そういう経緯がございます。その結論が、赤城ゴルフ等を経営した企業でありました。第3セクターの基本はやはり民間企業が事業運営の主導権を握ってやると、役所の立場としてはこれは手続きとか、そういうやっくわりを担っていくというのが第3セクターの一つの在り方と私は心得ておりましたので、前回も申し上げましたように代表取締役二人制にしたというのはそういう意味でしたということで、ご理解をいただきたいと、ちょうど開設して間もなくバブル経済が崩壊という厳しい環境の状況が我々に直面したわけでありまして、これはいろいろ知恵を出したり、工夫をして、これは何とかしていかなければならないと、民間企業の立場だけで任せるわけにはいかないということで、我々は我々の役割の中で、宣伝の中にも加えたりして、いろんな工夫をしたりして、経営努力をしてきたわけでありまして、スキー場あるいはスキーを取り巻く環境は私ども水上地区だけではなく、全国的な問題として取り上げられ、各地で倒産等々の状況を強いられているような状況にあったわけでありまして、我々も残念ながらいろいろと鋭意努力はしてきたわけでありまして、皆さんに迷惑をかけるような、民事再生というような状況に至らしめたということは私自身も力及ばずということで大変申し訳なくも思っておりますし、残念にも思っているところでございます。あわよくば、私ども、この民事再生で事業が継続されて、地域の活性化がこれから再び図れるように、についてはこれは雇用の問題もありますし、地元各商店街、出入りの業者の問題もありますので、ぜひ事業が継続されればと、私自身助役の立場でも思っておりますし、また雇用の問題についても、現職員中心にですね、そのまま引き継いだ中で、事業がジョウカされるように望んでいるところであります。私の今の思いあるいは過去の問題について概要だけを述べましたけれども、この後、また、会期が17日までということでございます、発言の機会があれば、また詳しくお話をさせていただければと思っております。よろしくお願いたします。

議 長 (傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

8番穂苅清一君。

8 番(穂苅清一君) 2~3質問したいと思います。今の質問とご答弁の中で、この改正案が出された経過について、良く理解された方もいらっしゃるかもしれませんが。つまり、水上リゾート(株)が、十数年来のいわば放漫経営の中で赤字をつくり、倒産した、このツケをです、町が背負い込まなくてはならない今事態になっているわけです。それで、滞納されている金額が相当数に上ってるわけですが、その金額の内の延滞金ですね、滞納ですから、延滞金が生じてくるわけですが、延滞金をいわば免除をしてあげたいというそういう気持ちがよく現れているこの改正案だというふうに私も考えます。それで私は当初からこのスキー場ができることについて、特にスキー場といいますけども、できることについて、非常にいろんな疑問も懸念も持っておりました。むしろあそこにあのような施設を作ること自体が非常に困難というよりも無謀な計画だったとしか、私は思えません。縷々述べませんが、そういう中で考えますと、当初からいろんな問題があったことに対して今回、倒産の負債総額が69億数千万円になります。滞納額もあるわけですが、これらを生じさせてしまった今までの経営責任というものが、当然問われてこなくてはならない問題であります。議会でこの経営責任を追及するという立場ではないと思いますけども、しかしながら、そういう問題がこの改正案の中には顕在しているということでもあります。したがって、具体的にお聞きしますけども、当初ですね、水上リゾートが開設するにあたって、先程助役の方からも、非常に困難さがあったことをいわれましたけども、そういう中で普通ですと企業開設するにあたっては、処理メイセン?というものを作ります。収支の計画ですね、それをもって、いわゆる負債があれば、あるいは借り入れをすれば、その返済がどのような経過でもって、返済されていくかというふうなことが、行われてしかるべきで当然それはあってしかるべきだと思いますけども、そういうものがあつたのか、なかったのか、またその内容についても、お聞きしたいというふうに思います。それと大事なことなんです、第3セクであり、しかし、大口の出資者ではない、つまり2分の1以上の出資者ではないということで、今まで十数年以上にわたって、これを企業の問題については今までも議会、旧水上町においても、実態を明らかにされてきませんでした。そういうところにも非常に大きい問題があつて、今回こういうふうになってるわけですが、その中で滞納額について、当然明らかにされてしかるべきだなというふうに私は思います。なぜかと言いますと個人情報保護法とかということを理由にしてですね、滞納額が明らかにされていないのではないか、するつもりはないのではないかと思うので、その点も公開する意志があるのかないのか、その点をまず、お聞きしたいと思います。以上です。

議長(傳田創司君) 助役腰越孝夫君。

(助役 腰越孝夫君登壇)

助役(腰越孝夫君) お答えいたします。私が当時、町長時代に、全然議会にも報告がないということですが、一つ取り上げますと平成12年3月定例議会において、町長報告として、債務の拡大、それが66~69億と、あるいは金利の軽減3から1%、債務負担行為の執行を求める等々のですね、文言を交えてですね、報告をしている事実がございます。それから、税の問題ですが、これは行政全般にわたって、守秘義務という法律の決まりがございますので、これは申し上げるわけにはいかないということでもあります。財政のシミュレーションについては当時、民間企業側は、その都度その都度ですね、状況が変化しておりますので、その変化に応じて、つくって運営をしてきているということでもあります。

議長(傳田創司君) 8番穂苅清一君。

8 番 (穂苅清一君) 議会で報告をされたと言うことで、あれ、ありますけども、それは住民に対しては周知はされてなかったと私は思っております。それとシミュレーションの件ですけども、シミュセン?の中でいわゆる滞納額についても当然そういう返済ということでもって、当然企業の責任者であれば、普通の一般企業、民間企業でもそうですけども、当然閉鎖については税金等については優先をしてですね、返済をする計画は組まれていてしかるべきだというふうに私も思います。そういうふうな計画が組まれていなかったのか、いたのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

議 長 (傳田創司君) 助役腰越孝夫君。

(助役 腰越孝夫君登壇)

助 役 (腰越孝夫君) お答えいたします。その辺は組まれておりました。途中で、結局、全体の歳出問題で検討した中で税の方が払えなくなるという状況がしたと(になったと)ということでございます。

議 長 (傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

8 番穂苅清一君。

8 番 (穂苅清一君) 先程のですね、個人情報保護法ということでもって、私言いましたけども、そういうふうな何か企業の秘密は個人情報保護とは全く違うかと思うんですけども、その点はいかがなんでしょうか。この点についても当然明らかにすべきではないかというふうに思います。

議 長 (傳田創司君) 助役腰越孝夫君。

(助役 腰越孝夫君登壇)

助 役 (腰越孝夫君) 穂苅議員の仰っていることは、税の問題中心にだと思えますけれども、これは地方税法第22条秘密漏洩に関する罪というようなことで、これは漏らしてはならないということで謳ってあります。

議 長 (傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

10 番高橋市郎君。

10 番 (高橋市郎君) 先程、町長の提案理由の説明の中に、18年度14億9千万の滞納という数字が出ました。この条例改正による町で今進めている滞納処理、これに関係して、この条例改正が、これから運用基準については詳細を詰めるということになるというお話でありますけれども、運用しだいによっては滞納処理は上手く進むのか、また却って弊害になるかという懸念がされるわけですけども、その辺についてどのようにお考えか質問したいと思います。

議 長 (傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町 長 (鈴木和雄君) 先程も提案理由で述べましたように、やはり民事再生を申請した企業については、これが決定になりますと税関係は、優先債権と言うことになりますので、私はこの滞納関係の処理については、この方式をとることによって、促進されるのではないかとこのように理解しております。

議 長 (傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

7 番原澤良輝君。

7 番 (原澤良輝君) ノルンの民事再生の関係で、私川場のスキー場にちょっと行って、川場村に行ってまいりました。川場村は2度、川場スキー場は2度、民事再生を受けました。町の方はですね、平成8年と9年に、引受先がなかったんで、村長以下、責任というんですかね、町で運営しなくちゃいけないってことで、1千万円なり、出してですね、1億円の

資金を集めて、2年間の実施運営をして、次の引受先の所に譲渡したというふうに聞きました。私もですね、水上のノルンについて考えるに、1億3,600万、債務保証してそれは計画によって、年々返されたというふうに聞いていますけれども、3千何百万というのがまだ残っているというふうに聞いてます。それについてですね、今回は延滞金は減免するというふうなことになってますけども、そういった方の問題についてですね、その辺のところの責任を取ってもらえるのかどうかってことをお聞きしたいと思います。

議 長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町 長(鈴木和雄君) 今の川場の話は、それは融資の方が貸付けしたんでしょ。出したんじゃないでしょ。

7 番(原澤良輝君) 貸し付けて売上げが上がったんで、返したという・・・。

町 長(鈴木和雄君) だから、返したんでしょう。

7 番(原澤良輝君) そう、そう、そう。

町 長(鈴木和雄君) だから、別に出したんじゃないでしょう。

7 番(原澤良輝君) だから、当初は、そういうふうに出して、2年間やって・・・。

町 長(鈴木和雄君) だから、あれは貸付なんですよ。

7 番(原澤良輝君) ま、貸付と言うか・・・。

町 長(鈴木和雄君) だから、貸付という方式ですよ。

7 番(原澤良輝君) ま、責任をそういうふうにして取ったというふうな、取ったというか、して運営したと・・・。

町 長(鈴木和雄君) それはそれとして見てもですね、要するに貸付でそれを使って運転資金等々に使ったということですよ。川場の件はそういうことです。

債務保証関係については、それでよろしいでしょうか。いろいろと会社の方で努力をされて、その金額が現在減っております、実質的には、現在3千万円程あるわけですよ。この関係についてはですね、やはり民事再生の中で総合的に処理をしていこうということになっておりますので、やはりこの民事再生の中で私はやっていくのが懸命だろうというふうに思います。会社なら会社におきまして、いろいろと議論はあったでしょうけれども、やはり会社の努力としては、一つの新たな資本を後継?後見?コウケンの資本を探してですね、そして民事再生の成功に今持ってきているわけでありますから、その苦労というものには私は大いに買ってしかるべきであろうというふうに理解しております。先程も提案理由に述べましたように、また全員協議会等々でも述べましたように、やはり雇用という問題、地域活性化という問題、これら極めて、この町に取りましても大事なことでありますし、特に滞納関係の回収が今回できるわけでありますから、ぜひこの条例改正によってですね、この民事再生が成功するように私は努力をしていきたいというふうに考えておりますし、それがまた私の果たす責任であろうというふうに考えております。

議 長(傳田創司君) 7番原澤良輝君。

7 番(原澤良輝君) ・・?地域活性?なり、地元業者というふうな、非常に有効なんだというふうな話だったんですけども、今回6.9億の内、6.3億近くは銀行の方が関係するということで、ま銀行さんは、しっかり保険にかけてるのかなというふうに思います。で、残りの内、半分ぐらいが町の税金、税の債権というふうなことで、その他の業者ですかね、地元の業者って言ったんですけども、地元の業者ってのは何社ぐらいで、どのくらい金額があるのかというのが分かれば、お願いします。

町 長(鈴木和雄君) 今、金額が違っている・・・。

7 番(原澤良輝君) そうじゃなくて、69億の内、63億が銀行で、とすると残りが大体6億ですよね、そうすると2億9千万と3千いくらか、半分ぐらいはと・・・。

議長(傳田創司君) 地域振興課長。

(地域振興課長 林 昭君登壇)

地域振興課長(林 昭君) 18年5月31日現在であります、地域、地元の方々の未払い金は700万程あるんかと思えますけれども、現時点では、これ全部支払われておまして、現在残っておりますのが、リース料が残っていると、ぐんま総合リースさんですか、東和銀行リースさんとか、こういった債権は残っていると。で、地域の方々の債権は残っておりません。そういった状況であります。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

9番島崎栄一君。

9 番(島崎栄一君) 延滞金ということなんですけども、もしですね、遅れて払ってもですね、延滞金を払う必要がないということで、じゃあ後で来年払うよとってことで、町民の皆さんが、皆がですね、延滞金がかからないんなら、あとでいいやっていうことでやればですね、町は成り立たない。そういう成り立たないから、延滞金というルールを作ってますね、ちゃんと期限内に納めて下さいということで、やってるわけです。そのルールを守ってきちんと納めてる人もいっぱいいるわけですね。そういう中でですね、今回について、そのルールを変えてですね、遅れたけども、延滞金払わなくていいというふうにするにはですね、これから皆さん、皆さんて言うか、町がですね、滞納整理と言うことで延滞金も含めて払ってくれということで、これからやる中でですね、ノルンの方は延滞金払わなくてもいいけども、俺んちは何で払わなくちゃなんないんだということになりますと、その説明がですね、本当に誰もが納得する理由でなければ、ならないんじゃないかと思えます。町は当然これから民事再生するにしても、延滞金も払ってくれと、民事再生すれば延滞金払わなくていいよっつうわけじゃないわけですから、その辺のですね、町民が納得する理由がですね、これについて、示せるのか。先程ですね、腰越助役がですね、申し訳なく思ってるということを書いていただいたので、まあ気持ちとしてですね、非常に分かったんですけども、そのことは、その一言があったので、責任を感じてるってことは分かったんですけどもですね、コウモノですね、町の運営、滞納整理、期限内に納めてもらわなければ町は成り立たないわけなんですけども、その時にルールを破った人、期限を破った人については延滞金ということでペナルティを課すから払ってくれてことでやってるこのルールをですね、今回まあ破ろうとしているわけなんですけども、その他はちゃんと払ってもらわなくちゃ行けないっていうときに今回については町民が納得する理由があるのか、町民に納得できる、してもらえる説明ができるのか、これについては延滞金を払わなくていいのはこれこれこういう理由ですと、できるのか。先程からですね、ときどきその雇用とかですね、周りへの影響、何て言うんですか、あの物の納入なんかの効果とか、そういうこと言ってますけども、それについてはどの会社も全部雇用も、それからその物品納入の効果もあるわけですから、同じなわけですね。で、この延滞金、今回これについては免除なんだということで、町民に納得できる説明ができるのか、町民が納得できる説明ができるのか、それは納得できる理由があるのか、その辺を伺いたいです。

議長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町長(鈴木和雄君) 税の関係につきましては、みなかみ町の税条例に基づきまして、納税をお願いをいたしております。ただ今のご質問の関係につきましては、先程も提案理由で述べ

ましたとおり、民事再生の司法等の手続きに着手をして、民事再生計画が認可する見通しがあった場合ですね、該当する事業の再生において特に必要と認めた場合に減免をすることにしてはいるわけですから、これで明らかなのではないのでしょうか。

議 長(傳田創司君) 9番島崎栄一君。

9 番(島崎栄一君) ですから、民事再生した場合でも、やむを得ない理由がなければ延滞金も払ってもらわなければならないわけですよ。ですから、今回このノルンスキー場についてですね、免除するやむを得ない理由ってというのが、今後基準になるわけですね。その基準をクリアしなければ延滞金払ってもらわなければならない、その基準をクリアしてれば、延滞金は免除するつう話になってくる、大事な話ですから、民事再生するか、しないか、その後、民事再生した後にどういうことを理由に、どういうことが理由ならばですね、免除されるのか、その辺の基準がはっきりしないと私意的な行政になっちゃうんじゃないかと思うんですけども。

議 長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町 長(鈴木和雄君) そこがまさに先程、全員協議会でも言われておりましたし、高橋議員の方からもお話がありました運用基準だと思います。この運用基準をですね、現代はまだ、案と言うことで用意しておりますけれども、案をお出しするわけにはいきませんので、これをさらに詰めまして、この会期中にお示しをしたいと、このように思います。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

1 2 番小野章一君。

1 2 番(小野章一君) 先程、今税条例の改正なんですけれども、この関係につきましては、今後やはり破産か民事再生かということの中で、決断しなければならないということは、分かっております。その中で、今までの過程の中で、やはり町が34%の出資を持ってこの事業にあたったということと、先程腰越助役の方から、お話がありました、経営については民間でと、手続きについては町がということ仰られました。そんな中でやはり地元住民からするとですね、町が34%の出資を持ってということが最大の納得する協定を結ぶ段階においてはですね、納得する一因ではないかというふうに思っております。この関係、まあ民事再生ということが大変苦しいわけなんですけれども、そんな中でそういった地元の約束等をですね、どのように協議されるのか、この場を借りてご質問いたします。

議 長(傳田創司君) 助役腰越孝夫君。

助 役(腰越孝夫君) 34%の出資の関係については、前任者が定めてのこととあります。恐らく私の思うところでは、恐らく民間の方へ少し発言権を強めてという意味合いであったと、私は私なりに理解をしているところであります。そういう意味からしてもですね、地元の皆さんが34%の出資の一つ固執してご理解をいただいたということは、大変行政としても責任の重い34%であろうと受け止めているわけでございます。前回も申し上げましたように、その辺についても、つい最近の会社の取締役会において、地元に対する発足当時の約束は守ってもらうようにというお話をさせてもらいました。それは現支配人でありましてけれども、常務の方から当然のこととして、今後の事業譲渡された会社においても守ることが当然のことであろうと、それで地元の協力なくしてこれからの営業もできないであろうと、そういう認識の中で受け止めているようでもありますので、今後ともこの民事再生がなった場合には、私の立場からですね、もう一度念を押してですね、その辺については、守るように申し上げておきたいとそういうつもりであります。

議 長(傳田創司君) 1 2 番小野章一君。

1 2 番(小野章一君) 関連してでありますけれども、長年かかってですね、協議が整って、この

工事を着手ということになったと思いますけれども、特に民事再生は致し方ないにしてもですね、やはりこれが町が加わった中に営業が行われるわけでないということを考えると、非常に不安を持つわけでありますけれども、どのような経営かということは、今までの協議に加わる中においては、やはり冬場の営業であるということは地元住民にしては、水の少ない中に生活している、そこに依存しているということの中で、非常に協議の重要な中身であったと思うんですけれども、それらをクリアするにあたって、冬の降雪期については60トン、一日使わせていただきますということが会社への約束事であり、また夏場は利用いたしませんということもあります。また、水質検査は、定期的に行うということが本来あるわけですが、それらを充分含んだ中で協議を今後していただければというふうに思っております。以上です。

議 長(傳田創司君) 助役腰越孝夫君。

助 役(腰越孝夫君) ただ今の小野議員さんの関係については、十分承知おきしながらですね、行政の立場からも主導していくということでご理解をいただければと思います。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

7 番原澤良輝君。

7 番(原澤良輝君) 現在、町がノルンに対しては、34%というふうなことですけれども、平成2年の設立のときは3,900万の内、3,400万が水上町の出資だというふうなことで、町主導の立ち上げというふうなことになると思うんで、その辺のところはもっとしっかり責任を取ってもらいたいなというふうに思います。これがですね、やっぱりあの延滞金をまけるというふうなことになる、やっぱりモラルハザードっていうか、規律がなくなるというふうなこともあります。やはり町の方もですね、そういうふうな姿勢もしっかりしないと、町民から納得がされないんだというふうに考えます。で、町の職員もですね、勤務時間、例えば町長の勤務時間は8時半なら8時半にちゃんと来るというふうなことでしてもらいたいし、それから公私混同ということは住民からも納得ができないなというふうに考えます。私もこの間、町の広報を見させていただきました。まあ滞納整理のため1000人の家を訪問したというふうなことで、それから第2回の行財政調査会の答申の記事が載ってました。で、その写真はですね、見たんですけども、それと、私もあのまああの町長の後援会じゃないんですけども、全戸配付されたんで私も見させていただきました。その写真とですね、広報の写真が全く同じということは、これはちょっと公私混同じゃないかなというふうに考えているんで、その辺のところはケジメを付けていただきたいなというふうに考えます。

議 長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町 長(鈴木和雄君) 今、原澤議員あれですか、私の勤務時間のお話から何でしょうか。

7 番(原澤良輝君) 例えば町長が勤務時間が、8時半だったらやっぱり8時半に来るように職員がそういうしっかりした方が良いでしょうということと、それから公私混同ということで、例えばこういうふうに広報に出てくる写真と、町長の後援会で出された後援会報に載っかってる写真が同じのを使ったんじゃないか具合が悪いでしょうということだったんです。

町 長(鈴木和雄君) それが今の質問の主旨ですか。

7 番(原澤良輝君) だから、そういうことで、そうです。

町 長(鈴木和雄君) あの町長は勤務時間はありませんので、私は大体9時頃来ております。で、いつでも出動します。そういう一つの体制で臨んでおります。今の写真の話ですけども、混同を与えたのでは上手くありませんので、今後は気を付けていきたいと思っております。

議 長（傳田創司君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第172号の質疑を終結いたします。

延 会

議 長（傳田創司君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度に留め、議案調査のため延会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。

10月17日は、午前10時30分から会議を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議 長（傳田創司君） これにて、平成18年第5回（10月）みなかみ町議会臨時会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

（ 16時26分 延会 ）